

【案】

令和3年5月 日

野洲市議会議長 東郷 克己 様

議会改革推進特別委員会
委員長 山本 剛

野洲市議会におけるタブレット導入について (報告)

1. 議会活動におけるタブレット導入の効果について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や長期的な蔓延により、感染防止対策を講じた議会運営が求められており、重要な議会審議を停滞させないために必要なツールである。また、資料の共有や議会運営の活性化を図るための体制整備が必要である。

2. 市議会等の取組みについて

- ・平成24年8月から本会議のインターネット配信を開始した。
- ・平成26年から「市民に開かれた市議会」のなお一層の実現と効率的で迅速な議会運営や危機管理体制の強化などについて議論した。
- ・令和2年7月21日にタブレットのデモンストレーションを開催した。タブレットの効果や必要性について確認した。
- ・執行部では令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金を活用し、タブレットによる会議のペーパーレス化、オンライン会議での運用を開始した。

3. タブレットの効果的な活用方法について

- ・オンライン機能を運用した議会運営が可能となる。
議員側のタブレットは、市サーバーにアクセスできないため、クラウドに同様の情報を格納し、そこへアクセスすることにより、執行部と共通の資料で会議を進める。
- ・ペーパーレス化により必要情報の保存・携帯が容易
膨大な書類がなくなり、また自宅へ持ち帰る際など容易となる。

4. タブレットの運用について

- ・タブレット使用にかかる運用基準の策定が必要である。
他市議会の例から検討することで進めるべきである
- ・タブレットの使用範囲の限定（市議会活動と議員活動等の区別）
タブレット使用は議員活動として使用するものであり、公私の区分をはっきりさせる必要がある。
- ・議員によるタブレットの的確な操作や情報の適切な取扱い
個人情報を含む議員活動も考えられることから、個人情報については、漏えい防止についても対策が必要である。

5. その他必要な事項

- ・効率的かつ効果的な使用のため議会内の環境整備（Wi-Fi 環境整備）通信には4GとWi-Fiと両方あり、セットで契約となる本体について必要がある。
- ・タブレット型端末を会議への持ち込み、審議を可能とするための会議規則等の改正が必要である。
- ・活用に向けた今後のスケジュール
可能な限り早期にリリースし、円滑な導入のために全員協議会をはじめに会議資料のボリューム等を考慮して、会派代表者会議、議会運営委員会、またこれと並行して特別委員会や議案説明会及び勉強会において順次使用していく。
次に、最も重要となる会期中の予算常任委員会分科会や各常任委員会、そして最後に本会議において使用していく。
タブレット導入の効果について、換算しにくい職員の手間等の削減は考えられるが、一定、会議資料等の紙の削減数で検証できる。

6. 野洲市議会タブレット端末運用規程（案）

- ・別添のとおり

7. 協議経緯

◎野洲市議会におけるタブレット導入について

日 時	内 容
令和3年2月10日（水） 午前9時30分から	・議長からの検証依頼 ・検討スケジュールの確認及びタブレット導入の効果（メリット）について
令和3年3月26日（金） 午前9時30分から	・議会活動におけるタブレット導入の効果について ・タブレットの効果的な活用方法について ・タブレットの運用について ・その他必要な事項
令和3年4月13日（火） 午前9時30分から	・野洲市議会におけるタブレット導入について（まとめ） 各市議会タブレット端末貸与・運用規程内容の比較・検討
令和3年4月30日（金） 午前9時30分から	・野洲市議会におけるタブレット導入について（報告案の確認） 野洲市議会タブレット端末運用規程（案）の確認